

特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費経済審議会への諮問について  
 (ガス事業法改正によるガス小売全面自由化に伴うもの)

平成 29 年 2 月  
 消費経済企画室

**1. 諮問の趣旨**

- 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号。以下「特商法」という。）は、訪問販売、電話勧誘販売の 2 類型について、「契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供」はクーリング・オフ規定の適用除外としている（特商法第 26 条第 3 項第 2 号）。これに基づき、特定商取引法に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特商法施行令」という。）第 6 条の 3 第 2 号において、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）に規定する一般ガス事業者<sup>1</sup>及び簡易ガス事業者<sup>2</sup>が適用除外の対象とされている。これは、日常生活において必要不可欠なガスの供給に関して、事業者がクーリング・オフ期間の役務提供を控えることにより、かえってその供給を受ける消費者の利益が害されることがないように定められたものである。
- また、ガス事業法においては、同様に供給を受ける者の利益を害することがないよう、一般ガス事業や簡易ガス事業に該当する役務の提供に供給義務が課されている（ガス事業法第 16 条第 1 項又は第 37 条の 6 第 1 項）。
- 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」という。）第 5 条による改正により（以下、これによる改正後のガス事業法を「改正ガス事業法」という。）、ガスの小売業参入の全面自由化を実施するに際し、後述するように、事業類型を変更する等の所要の改正が行われることとなる。これに伴い、特商法施行令第 6 条の 3 第 2 号について、所要の改正を行う必要がある。
- 特商法第 64 条第 1 項の規定により、クーリング・オフの適用除外に関する政令の制定又は改正に当たっては、消費者委員会及び消費経済審議会へ諮問することとなっていることから、消費経済審議会への諮問を行う。  
 （消費者委員会への諮問は、別途、消費者庁が行う。）

<sup>1</sup> 一般的需要に応じ導管によりガスを供給する事業（ガス事業法第 2 条第 1 項）。

<sup>2</sup> 一般的需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であって、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のもの（ガス事業法第 2 条第 3 項）。

## 2. 改正ガス事業法と旧法との比較内容

- 改正ガス事業法においては、これまでの一般ガス事業者や簡易ガス事業者といった区分を廃止し、事業類型を変更する所要の改正が行われた。具体的には、ガスを精製してから需要家に供給されるまでを区分して規定することとしている（参考参照）。
- 消費者とガス供給の契約を締結することとなるガス小売事業者（改正ガス事業法第2条第3項）は一般的には供給義務を課されるものではなくなるが、例えばガス小売事業者の経営破たんがあった場合等に消費者がガスの供給を一切受けられないという状況を生じさせないため、一般ガス導管事業者（改正ガス事業法第2条第5項）は、最終保障供給として行われるガスの供給を「拒んではならない」と規定されている（供給義務）（改正ガス事業法第47条第2項）。

（参考）改正後のイメージ



## 3. 改正ガス事業法における特商法のクーリング・オフの対象範囲について

- 改正ガス事業法の施行後、消費者はガスの供給契約を締結する相手方を自由に選択できるようになり、また一般ガス導管事業者による最終保障供給が担保されていることから、ガス小売事業者が訪問販売等で消費者とガスの供給契約を締結した場合は、クーリング・オフの対象とすることが消費者の利益の保護に資するものと考えられる。
- 他方、改正ガス事業法における一般ガス導管事業者の最終保障供給については、消費者にとって供給されないと生活に支障を來すガスの供給であり、特商法第26条第3項第2号の「契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害する」ものに該当すると考えられる。
- よって、上記最終保障供給によって提供される役務について、クーリング・オフ

規定の適用除外となるように特商法施行令の改正を行うことが適当であると考えるところ、消費経済審議会に意見を伺いたい。

- あわせて、改正法附則において経過措置として規定される、①旧一般ガスみなしガス小売事業者<sup>3</sup>による改正前のガス事業法と同様にガスを供給することが義務とされる役務（改正法附則第 22 条第 1 項）、②旧簡易ガスみなしガス小売事業者<sup>4</sup>による同様の役務（改正法附則第 28 条第 1 項）についても、消費者にとって供給をされないと生活に支障を来すガスの供給であるといえる。したがって、これらの役務の提供についてもクーリング・オフ規定の適用除外として規定することが適当であると考えるところ、消費経済審議会に意見を伺いたい。

(注) 改正ガス事業法に規定する役務について、上記のとおり特商法のクーリング・オフの適用除外の範囲を定める場合の新旧対照表については別紙 1 参照。 以上

---

<sup>3</sup> 改正法のガス小売全面自由化に関する部分が施行する際に、現に一般ガス事業を行っている事業者（改正法附則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号）

<sup>4</sup> 改正法のガス小売全面自由化に関する部分が施行する際に、現に簡易ガス事業を行っている事業者（改正法附則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 3 号）

(傍線部分は改正部分)

## 改正案

## 現行

第六条の三 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 (略)

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する役務の提供（同項に規定する最終保障供給に係るものに限る。）

三・四 (略)

1・2 附則  
(略)

3 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二条第一項に規定する役務の提供

四 電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第二十八条第一項に規定する役務の提供

(新設)

第六条の三 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 (略)

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項又は第三項に規定する役務の提供

三・四 (略)

1・2 附則  
(略)

3 法第二十六条第三項第二号の政令で定める役務の提供は、第六条の三に規定するもののほか、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

(新設)

## ○特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）（抄）

（適用除外）

第二十六条 （略）

2 （略）

3 第九条及び第二十四条の規定は、次の販売又は役務の提供で訪問販売又は電話勧誘販売に該当するものについては、適用しない。

一 （略）

二 契約の締結後速やかに提供されない場合には、その提供を受ける者の利益を著しく害するおそれがある役務として政令で定める役務の提供

4～9 （略）

（消費者委員会及び消費経済審議会への諮問）

第六十四条 主務大臣は、第二条第四項、第二十六条第一項第八号ニ、第二項、第三項各号、第四項第一号若しくは第二号、第五項第二号若しくは第六項第二号、第四十一条第一項第一号（期間に係るものに限る。）若しくは第二項、第四十八条第二項、第五十八条の四又は第五十八条の十七第二項第二号の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費者委員会及び消費経済審議会に諮問しなければならない。

2 （略）

## ○特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号）（抄）

第六条の三 法第二十六条第三項第二号 の政令で定める役務の提供は、次に掲げる役務の提供とする。

一 略

二 ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項又は第三項に規定する役務の提供

三・四 略

## ○ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「一般ガス事業」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給する事業（第三項に規定するガス発生設備においてガスを発生させ、導管に

よりこれを供給するものを除く。) をいう。

2 (略)

3 この法律において「簡易ガス事業」とは、一般の需要に応じ、政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給する事業であつて、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものをいう。

4～14 (略)

(供給義務)

第十六条 一般ガス事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域又は供給地点における一般の需要に応ずるガスの供給を拒んではならない。

2 (略)

(供給義務)

第三十七条の六 簡易ガス事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における一般の需要に応ずるガスの供給を拒んではならない。

2 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）（抄）

## 附 則

(ガス小売事業の登録等に関する経過措置)

第十二条 次の各号に掲げる者は、第五号施行日にガス小売事業（第五条の規定による改正後のガス事業法（以下「第五号新ガス事業法」という。）第二条第二項に規定するガス小売事業をいう。附則第十六条第一項並びに第七十八条第二項及び第三項において同じ。）について第五号新ガス事業法第三条の登録を受けたものとみなす。この場合において、第五号新ガス事業法第五条第二項の規定は、適用しない。

一 第五条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前のガス事業法（以下「第五号旧ガス事業法」という。）第三条及び第三十七条の二の許可を受けて一般ガス事業（第五号旧ガス事業法第二条第一項に規定する一般ガス事業をいう。以下この条及び次条第三項において同じ。）及び簡易ガス事業（第五号旧ガス事業法第二条第三項に規定する簡易ガス事業をいう。以下この条において同じ。）のいずれも営んでいる者

二 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三条の許可を受けて一般ガス事業を営んでいる者（前号に掲げる者を除く。）

三 第五条の規定の施行の際現に第五号旧ガス事業法第三十七条の二の許可を受け

て簡易ガス事業を営んでいる者（第一号に掲げる者を除く。）

2～5 (略)

(旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

第二十二条 みなしがス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であって、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」といふ。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」といふ。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」といふ。）を拒んではならない。

一・二 (略)

2～7 (略)

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者の供給義務等)

第二十八条 みなしがス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第三号に掲げる者に限る。以下「旧簡易ガスみなしガス小売事業者」といふ。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第三十七条の五第二項第三号の供給地点であって、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給地点」といふ。）における一般の需要であって次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給地点需要」といふ。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給地点小売供給」といふ。）を拒んではならない。

一・二 (略)

2～6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律による改正後のガス事業法（抄）

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「ガス小売事業」とは、小売供給を行う事業（一般ガス導管事

業、特定ガス導管事業及びガス製造事業に該当する部分を除く。) をいう。

3 この法律において「ガス小売事業者」とは、次条の登録を受けた者をいう。

4 (略)

5 この法律において「一般ガス導管事業」とは、自らが維持し、及び運用する導管によりその供給区域において託送供給を行う事業（ガス製造事業に該当する部分及び経済産業省令で定める要件に該当する導管により供給するものを除く。）をいい、当該導管によりその供給区域における一般の需要（ガス小売事業者から小売供給を受けているものを除く。）に応ずるガスの供給を保障するための小売供給（以下「最終保障供給」という。）を行う事業（ガス製造事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。

6～13 (略)

(託送供給義務等)

第四十七条 (略)

2 一般ガス導管事業者は、正当な理由がなければ、最終保障供給を拒んではならない。

3 (略)